新型コロナに関する「緊急事態宣言」に伴う 保育所等を利用する保護者の皆様へお願い

伊佐市役所 こども課

現在、市内の保育所等においては、新型コロナウイルス感染症の感染予防に留意した上で保育を実施しておりますが、4月 16 日、鹿児島県を含む全国に緊急事態宣言が発令されたことを受け、次のとおり本市の対応を決定しましたのでお知らせします。保護者の皆様におかれましては、御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

1 基本的な考え

保育所等については、保護者が働いており家に1人でいることができない年齢の子どもが利用する施設であることから、原則として開所しますが、国の方針に基づき、感染拡大をより一層防止する観点から、規模を縮小して保育を実施することとします。

2 登園自粛のお願い ※ あくまでも「お願い」であり、各御家庭の現状に合わせて御判断ください。 在宅勤務で子どもを見ることができる場合、仕事を休んで自宅で保育が可能な場合には、御家庭 での保育を行っていただき、登園の自粛に御協力をお願いします。

(1) 登園自粛要請の期間

令和2年4月22日(水)から同年5月6日(水)まで

※ 自粛要請期間中は、一度も登園しない場合でも在籍資格は取り消されません。

(2) 届出方法

4月 24 日(金)までに「登園自粛届出書兼利用者負担額(保育料)減免申請書」を在籍園に提出してください。用紙は、園から受け取るか、市ホームページから取得ください。(登園継続の場合は特に手続き不要です。)

(3) 保育料について

市からの要請に基づき登園を自粛された場合で、事前に上記届出を行った方については、4月22日(水)以降、保育所等を欠席した日数に応じて日割り計算を行い、翌月以降の保育料に充当または還付します。減免額の確定及び返還には一定の期間を要することが見込まれるため、あらかじめご承知おきください。

※伊佐市外にお住いの方については、居住自治体にお問い合わせください。

(4) 給食費について

給食費は、保護者が各施設との契約に基づきお支払いいただいていることや、食材の発注方法などが施設によって異なるため、在籍園にお問い合わせください。

〔裏面に続きます〕

3 保育所等で新型コロナウイルス感染症が発生した場合のお願い

- 次のいずれか1つでも該当する場合は、当該施設を臨時休園とします。
 - (1) 当該施設の児童または職員に、新型コロナの感染が確認された場合
 - (2) 当該施設の児童または職員が、濃厚接触者と特定された場合
 - (3) 当該施設の児童または職員と同居する家族等に、新型コロナの感染が確認された場合
 - (4) 当該施設の児童または職員と同居する家族等が、濃厚接触者として特定された場合
 - (5) 当該施設の近隣で感染が確認されるなど、地域で感染拡大の恐れがあると判断した場合
- ※ ただし、伊佐市内の全ての保育所等を臨時休園とする場合があります。
 - (1) 市内各所で感染が確認されるなど、市内全域に感染拡大の恐れがあると判断した場合
 - (2) 近隣市町で感染が発生し、市内においても感染発生または拡大の恐れがあると判断した場合
- ※ 臨時休園の期間は、県、関係機関と相談のうえ決定します。
- 4 保護者の皆様におかれましては、もし臨時休園になった場合の児童の家庭保育等について、現 段階から予め計画を立てておいていただきますようお願いします。
 - 上記の状況にならないため、保護者の皆様には次の項目についてご協力をお願いします。

(1) 感染拡大防止のための留意点

ア 不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動は控えるよう国から要請されていることから、 移動については本人・家族等含め極力避けてください。

特に、4月 16 日付で「特定警戒都道府県」に指定された 13 都道府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府)との往来は、慎重に対応くださいますようお願いします。

イ 児童は登園前に必ず検温を行い、登園前の検温で 37.5 度以上の発熱がある場合は、登園を断る扱いとします。(R2.2.25 厚生労働省通知)

(2) 利用児童が、新型コロナウイルスに感染した場合

ア 児童及び御家族の新型コロナウイルス感染が確認された場合、または濃厚接触者と特定された場合は、感染拡大を防ぐため、大至急、登園している保育所等へ連絡をお願いします。

これは、感染拡大を防ぐためにお願しているもので、感染の事実等を外部公表する際も人権・プライバシーに最大限配慮して行います。つきましては、保健所等の聞き取り調査等が実施される際は、正確な事実関係をお話くださいますようお願いします。

イ 臨時休園期間中は、自宅での保育にご協力をお願いします。臨時休園になった際の、医療従事 者や、保育所等以外に児童を預けるのが難しい保護者等の対応は、現在検討中です。

今回の対応は、令和2年4月20日時点の取扱いであり、国や鹿児島県の要請や本市の感染拡大状況などにより、登園自粛要請期間の延長や対応を見直す場合があります。

保護者の皆様におかれましては、ご不便をおかけしますが、乳幼児、保護者及び保育士等職員 への感染防止のため、また、保育所等の運営を継続し、社会・経済活動を維持していくための緊急 的な対応であることを御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

《お問い合わせ先》 伊佐市役所 こども課 子育て支援係 ℡(0995) 23-1311 内線 1218